

(仮称)
黒田原地区定住促進住宅整備事業
実施方針 (案)

令和元年9月26日

那須町

<目次>

第1章	特定事業の選定に関する事項	1
1	事業内容に関する事項	
2	特定事業の選定方法・公表等に関する事項	
第2章	民間事業者の募集及び選定に関する事項	7
1	優先交渉権者の決定に係る基本的な考え方	
2	優先交渉権者の決定に係る手順及びスケジュール（予定）	
3	公募参加者の備えるべき参加要件等	
4	審査及び優先交渉権者の選定に関する事項	
5	審査結果及び評価の公表方法	
6	契約に関する基本的な考え方	
7	提出書類の取扱い	
第3章	S P C の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する 基本的な事項	1 2
1	予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担	
2	提供されるサービス水準	
3	町による本事業の実施状況の監視（モニタリング）	
第4章	立地ならびに規模及び配置に関する事項	1 4
1	本施設の立地条件	
2	土地の使用に関する事項	
3	要求施設における概要	
4	本施設の引渡し日	
第5章	事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に 関する事項	1 5

第6章 本事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項…… 16

- 1 SPCの責めに帰すべき事由により事業継続が困難になった場合
- 2 町の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合
- 3 その他の事由により本事業の継続が困難となった場合
- 4 金融機関と町との協議（直接協定）

第7章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する

事項…………… 17

- 1 法制上及び税制上の措置に関する事項
- 2 財政上及び金融上の支援に関する事項
- 3 その他の支援に関する事項

第8章 その他特定事業の実施に関して必要な事項…………… 18

- 1 議会の議決
- 2 情報公開及び情報提供
- 3 公募に伴う費用負担
- 4 添付書類等

第1章 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業の名称

(仮称) 黒田原地区定住促進住宅整備事業 (以下「本事業」という)

(2) 本事業に供される公共施設等の種類

那須町地域優良賃貸住宅 (以下「本施設」という。)

(3) 公共施設等の管理者の名称

那須町長 平山幸宏

(4) 事業目的

本事業は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (平成 11 年法律第 117 号、以下「PFI法」という。)」を活用し、民間ノウハウによる質の高いサービスの導入や町財政の平準化をはかりつつ、子育て世代を主軸とした中堅所得者向け定住促進住宅を那須町黒田原地区に供給するものである。

これにより、快適な住まい環境を創出し、那須町の定住人口の増加や地域の活性化を図ることを目的として実施する。

また、本事業の実施に当たり、特に以下の4点の事項に配慮し実施するものとする。なお、詳細については、募集要項等において提示する。

①良質なサービスの提供及びコストの縮減

本事業の実施に当たっては、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した効率的かつ効果的な設計、建設、工事監理及び維持管理・運営を行うことにより、那須町に住むことの魅力を感じることができる良質な住環境・生活環境サービス提供を図ることとする。また、30年間の事業期間はもとより、その後の町の運営・維持管理を含むライフサイクルコストの縮減が図られるものとする。

②周辺環境との調和

本施設整備に当たっては、地域の景観を考慮し建築の意匠や外構の整備等において、その目的を十分に理解の上、高さや色彩など、周辺環境と調和した整備を図るものとする。

③地域経済の活性化等

本事業は、町が実施する公共事業であることから、その実施に当たっては町内企業や町民の参加による地域経済への貢献がなされるように配慮するものとする。また、事業者グループには、極力多くの町内業者が参加することを希望し、審査時に、町内業者加点を行う予定である。

④子育て支援

本事業の整備に当たっては、特に安心して子どもを生き育てることができ、かつ、子どもが健やかに成長できる環境づくりを進めるため、間取りなど子育てに適した施設となるよう配慮するものとする。

(5) 事業手法

本事業は、P F I 法に基づき、町が所有する上の原地区の用地に、選定された民間事業者（以下、事業者という。）が新たに本施設を設計、建設及び工事監理した後、町に本施設の所有権を移転し、民間事業者が所有権移転後の事業期間中に係る維持管理・運営を遂行する方式（B T O : Build Transfer Operate）により実施するものとする。

(6) 業務の範囲

事業者が実施する業務（以下「本業務」という。）は以下のとおりとする。
詳細については、募集要領等において提示するものとする。

①本施設の整備

- 1) 本施設の整備に係る調査・設計業務及び関連業務
(住宅棟の基本設計、実施設計とともに、敷地全体の外構・駐車場を含む)
- 2) 本施設の整備に係る建設業務及び関連業務
- 3) 本施設の整備に係る工事監理業務及び関連業務
- 4) 本施設の整備に係る近隣対応・対策業務及び関連業務
- 5) 本施設の整備に係るテレビ電波受信障害調査・対策業務及び関連業務
- 6) 上記各項目に伴う各種申請等業務
- 7) 上記各項目に伴う町の交付金申請手続等の支援業務
- 8) 本施設の引渡しに係る一切の業務

②本施設の維持管理

- 1) 本施設の維持管理に係る昇降機点検保守管理業務
- 2) 本施設の維持管理に係る消防設備及び建築設備点検保守管理業務
- 3) 本施設の維持管理に係る緊急通報システム点検保守管理業務
- 4) 本施設の維持管理に係る受水槽清掃業務
- 5) 本施設の維持管理に係るテレビ電波受信障害対策施設点検保守管理業務
- 6) 上記各項目に伴う各種申請等業務及び関連業務
- 7) 本施設の維持管理に係る共用部・敷地内清掃業務
- 8) 本施設の維持管理に係る警備業務
- 9) 本施設の維持管理に係る植栽・外構・駐車場施設管理業務
- 10) 本施設の居住者の移転に係る現状復旧業務
- 11) 本施設の維持管理に係る修繕業務
(大規模修繕を除く。ただし、大規模修繕計画立案業務・見積業務は含む)
- 12) 本施設の入居者募集の宣伝業務
- 13) 本施設の敷金・家賃等の徴収・町への納入義務
- 14) 上記各項目に伴う町の交付金申請手続等の支援業務
- 15) 施設の利用に関する業務
 - ア 入居者の公募に関する業務
 - イ 入居及び退去に関する業務
 - ウ 入居者の収入申告及び収入超過指導に関する業務

- エ 入居者等の指導及び連絡に関する業務
- オ 駐車場の管理に関する業務
- 16) その他の維持・管理業務
 - ア 各種調査、照会、回答、利用統計
 - イ 指定期間終了にあたっての引継業務
 - ウ その他日常業務の調整

(7) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約の町議会における議決を受け、事業締結の日から令和 33 年 11 月 30 日までとする。

(8) 本事業のスケジュール (予定)

令和元年	9月	実施方針(案)公表
令和元年	12月	公募公示・公募関係書類公表
令和2年	2月	参加表明書類提出・受領・参加資格確認通知
令和2年	3月	PFI事業選定の議会承認予定債務負担行為の議会議決予定
令和2年	4月	提案受付
令和2年	5月	応募者プレゼンテーション・提案審査
令和2年	9月	事業契約締結(契約議案議決審議)
令和3年	11月	施設引渡し
令和4年	1月	入居開始
令和33年	11月	事業契約終了

(9) 支払に関する事項

町の事業者に対する支払は、事業者が実施する本事業における本施設の整備業務に係る対価と本施設の維持管理・運營業務に係るサービス対価とする。

町は、本施設の整備事業に係る対価については、本施設の町への引渡しが完了した日から事業契約期間中に、事業者に対し、町と事業者の間で締結する事業契約書に定める額を 30 年間の割賦方式により、年 2 回 9 月末と 3 月末に元利均等方式で支払うものとする。

ただし、本事業は「地域優良賃貸住宅」建設に関する国の交付金の充当を予定しており、建設工事が令和 2 年度及び令和 3 年度の 2 か年にわたることから、本事業の補助対象建設費の概ね 45% をそれぞれの年度の交付決定額相当分を、令和 2 年度においては令和 3 年 3 月末に、令和 3 年度においては工事完了から 60 日以内の 2 回に分割して支払い、残りの概ね 55% を割賦の対象とするものとする。

本施設の維持管理・運營業務に係るサービス対価について、町は、本施設の町への引渡しが完了した日から事業契約期間中に、事業者に対し、事業契約書に定める額を事業期間に渡り年 4 回平準化して支払うものとする。

(10) 本事業に必要と想定される根拠法令等

本事業を実施するに当たり、遵守すべき法令、基準等は次に示すとおりである。このほか本事業に関連する法令、基準等を遵守するものとする。

関係法令等各法令はいずれも本事業公募公示日の最新の法令を適用するものとする

- ①民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）
- ②民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成 12 年総理府告示第 11 号）
- ③建築基準法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 210 号）
- ④都市計画法（昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号）
- ⑤消防法（昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号）
- ⑥自然公園法（昭和 32 年 6 月 1 日法律第 161 号）
- ⑦住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年 6 月 23 日法律第 81 号）
- ⑧特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 5 年 5 月 21 日法律第 52 号）
- ⑨高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年 6 月 21 日法律第 91 号）
- ⑩電波法（昭和 25 年 5 月 2 日法律第 131 号）
- ⑪水道法（昭和 32 年 6 月 15 日法律第 177 号）
- ⑫下水道法（昭和 33 年 4 月 24 日法律第 79 号）
- ⑬栃木県建築基準法施行条例（昭和 46 年 7 月 19 日条例第 33 号）
- ⑭栃木県屋外広告物条例（昭和 39 年 10 月 5 日条例第 83 号）
- ⑮栃木県ひとにやさしいまちづくり条例（平成 11 年 10 月 14 日条例第 25 号）
- ⑯地域優良賃貸住宅制度要綱（平成 19 年 3 月 28 日国住備第 160 号）
- ⑰地域優良賃貸住宅整備基準（平成 19 年 3 月 28 日国住備第 164 号）
- ⑱地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年 10 月 9 日法律第 117 号）
- ⑲廃棄物の処理及び清掃に関する法律（平成 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）
- ⑳資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年 4 月 26 日法律第 48 号）
- ㉑建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号）
- ㉒その他、本事業に係る法令

(参考基準等)

- ①建築・設備設計基準及び同解説最新版（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
- ②公共建築工事標準仕様書及び同標準図最新版（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
- ③公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）及び同標準図最新版（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
- ④公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）及び同標準図最新版（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
- ⑤公共住宅建設工事共通仕様書最新版（国土交通省住宅局住宅総合整備課監修）
- ⑥公共住宅建設工事共通仕様書解説書（総則編・調査編・建築編）最新版（国土交通省住宅局住宅総合整備課監修）
- ⑦公共住宅建設工事共通仕様書解説書（総則編・電気編）最新版（国土交通省住宅局住宅総合整備課監修）

- ⑧公共住宅建設工事共通仕様書解説書（総則編・機械編）最新版（国土交通省住宅局住宅総合整備課監修）
- ⑨公共住宅建設工事共通仕様書別冊部品及び機器の品質性能基準最新版（国土交通省住宅局住宅総合整備課監修）
- ⑩公共住宅建築工事積算基準最新版（国土交通省住宅局住宅総合整備課監修）
- ⑪公共住宅電気設備工事積算基準最新版（国土交通省住宅局住宅総合整備課監修）
- ⑫公共住宅機械設備工事積算基準最新版（国土交通省住宅局住宅総合整備課監修）
- ⑬公共住宅屋外設備工事積算基準最新版（国土交通省住宅局住宅総合整備課監修）
- ⑭高齢者が居住する住宅の設計に係る指針（国土交通省告示第1301号）
- ⑮長寿社会対応住宅設計マニュアル集合住宅編（建設省住宅局住宅整備課監修）
- ⑯共同住宅の防犯設計ガイドブック防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針解説（財団法人ベターリビング、財団法人住宅利ホーム・紛争処理支援センター企画編集）
- ⑰建築工事における建築副産物管理マニュアル・同解説最新版（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
- ⑱公共工事コスト縮減対策に係る建設省新行動計画の解説
- ⑲栃木県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針
- ⑳那須町財務規則
 - ※各発注文書に齟齬がある場合は、事業契約書・要求水準書等質疑応答・要求水準書の順に高位とすることを原則とする。
 - ※以上の参考基準等の解釈や参考基準等間の解釈に関して疑義が生じた場合は、別途、町と協議の上、適用について決定する。

（11）実施方針（案）の説明会

実施方針（案）等に関する説明会を以下の日程で行う。

①開催日時及び場所等

- 1)開催日時 令和元年10月11日（金）午後2時から
- 2)開催場所 那須町役場 正庁
- 3)説明資料 参加にあたっては、町のホームページより、実施方針（案）等をダウンロードして持参すること。

②参加申込方法

- 1)申込日時 令和元年9月26日（木）から10月9日（水）午後5時まで
- 2)申込方法 実施方針（案）等に関する説明会への参加を希望する民間事業者等は【様式1】実施方針（案）説明会及びPFI勉強会参加申込書に所定の事項を記載のうえ、那須町役場ふるさと定住課へ電子メールでのファイル添付にて送付すること。なお、電子メールは、「PFI説明会」の件名で送付すること。
- 3)E-Mail 那須町役場ふるさと定住課 teijyu@town.nasu.lg.jp

(12) 実施方針（案）等に関する質問・意見の受付及び質問回答・意見の公表

実施方針（案）等に関する質問・意見の受付及び質問回答・意見の公表を以下の要領で行う。

①実施方針（案）等に関する質問・意見の受付

- 1) 受付日時 令和元年10月11日（金）から令和元年10月21日（月）午後5時まで
- 2) 提出方法 実施方針（案）等に関して質問・意見がある民間事業者等は、その内容を「【様式2】実施方針（案）等に関する質問書」に簡潔に記載のうえ、那須町役場ふるさと定住課へ電子メールでのファイル添付にて送付すること。電子メール以外での受付は行わない。なお、電子メールは「PFI質問書」の件名で送付すること。
- 3) e-mail 那須町役場ふるさと定住課 teijyu@town.nasu.lg.jp

②実施方針（案）等に関する質問回答・意見公表

提出のあった質問・意見に対する回答は、令和元年10月25日（金）までに町公式ホームページにて公表する。（非公開希望を除く）。

③実施方針（案）等に関するヒアリング

実施方針説明会参加企業並びに質問・意見を提案した民間事業者に対して町が必要と判断した場合には、実施方針（案）等に関するヒアリングを行う場合がある。

(13) 実施方針（案）の変更

実施方針（案）等の公表における民間事業者等からの質問・意見、並びに第1章1、(12)の③のヒアリング等を踏まえ、特定事業の選定・公表までに、実施方針（案）等の内容を見直し、変更を行うことがある。

なお、実施方針（案）、要求水準書（案）の変更は、特定事業の選定・公表と同時に、実施方針（案）（変更版）を、町公式ホームページにて公表するものとする。

2 特定事業の選定方法・公表等に関する事項

(1) 選定方法・基準

町は、実施方針（案）等の公表及び実施方針（案）等に関する質問回答・意見等の手続を経て、以下の評価基準に基づき、町自らが本事業を実施する場合と比較して、民間事業者が実施することにより、効率的かつ効果的に実施されると認められる場合に、本事業を特定事業として選定するものとする。

- ①本事業に関して町は、一時的な一般財源からの支出や町債の発行をしないこととしているため、民間事業者が資金を調達し、その資金を国の「地域優良賃貸住宅制度による交付金」と入居者の家賃、国の家賃低廉化補助金等の範囲で回収可能で、町の一般財源からの支出が生じないと認められる場合。
- ②本施設の整備業務並びに維持管理・運営業務を事業者が実施することにより、町が自ら実施する場合のサービス水準と比較し、サービス水準の向上や町の財政負担軽減を図ることが可能と町が判断した場合。

(2) 本事業のPFI特定事業の選定手順

以下の手順により、本事業を客観的に評価し、評価の結果を速やかに公表するものとする。

- ①事業期間中の長期収支表による各年度の財政支出の発生の確認等の定量的な評価
- ②本事業をPFI事業として実施することについての定性的評価
- ③民間事業者に移転されるリスクの検討による町のリスクの軽減の確認評価
- ④上記①～③の検討による総合評価

(3) 選定結果の公表方法

前項に基づき本事業の特定事業選定検討結果を、評価の内容と合わせて、町公式ホームページにて公表するものとする。

第2章 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 優先交渉権者の決定に係る基本的な考え方

本事業は、調査・設計、建設段階から維持管理・運営段階の各業務を通じて、優先交渉権者に効率的かつ効果的な行政サービスの提供を安定的・継続的に求めるものである。

したがって、優先交渉権者の決定に当たっては、公募により、公平性、透明性が確保される適切な方法に配慮した上で、公募プロポーザル方式を採用する予定とする。

2 優先交渉権者の決定に係る手順及びスケジュール（予定）

優先交渉権者の決定に係る手順及びスケジュールは、「【資料1】事業スケジュール表（案）」を参照すること。

(1) 募集要項等の公表

実施方針（案）等に関する質問・意見、並びに第1章1、(12)の③のヒアリング等を踏まえ、募集要領等（公募公告、募集要項、様式集、要求水準書（案）優先交渉権者決定基準、基本協定書（案）、事業契約書（案）等）を町公式ホームページにて公表する。

(2) 募集要項などに関する質問回答

募集要項等に関する質問を受付し、回答を行うものとする。具体的な日程については、募集要項等において提示する。

(3) 参加表明書、参加資格確認申請書の受付、参加資格確認審査の結果の通知

公募参加希望者に、参加表明及び参加資格確認申請に必要な書類の提出を求める。参加資格確認審査の結果は、参加希望者に通知する。

参加表明書及び参加資格確認申請書の提出方法・時期、必要書類の詳細等については、募集要項等において提示する。

(4) 提案書の受付

公募参加者（資格確認審査の通過者）に対し、募集要項等に基づき本事業に関する事業計画等の

提案内容を記載した提案書の提出を求める。

提案書の提出方法・時期、必要書類の詳細等については、募集要項等において提示する。

(5) 事業者選定委員会による優先交渉権者の選定、町による優先交渉権者の決定・公表

提案書の審査による事業者選定委員会の意見を受け、町が優先交渉権者を決定し、公募参加者に通知するとともに、町公式ホームページにて公表する。

(6) 基本協定の締結、審査講評の公表、事業契約の文言明確化、事業契約の調印（仮契約）

町は、優先交渉権者が那須町内に設立する特別目的会社（以下、SPCという。）との事業契約の調印（仮契約）に先立って、本事業に係る基本協定を優先交渉権者の代表企業と締結する。

町は、基本協定の締結後、事業契約に係る協議・文言の明確化を行い、事業契約をSPCと調印（仮契約）する。

当該事業契約は、町議会における議決をもって正式に効力を発生するものとする。

3 公募参加者の備えるべき参加要件等

(1) 公募参加者の参加要件等

公募参加者は、本施設の設計に当たる者（以下「設計企業」という。）、本施設の工事監理に当たる者（以下「工事監理企業」という。）、本施設の建設に当たる者（以下「建設企業」という。）、本施設の維持管理に当たる者（以下「維持管理企業」という。）、本施設の運営に当たる者（以下「運営企業」という。）、SPCのマネージメントに当たる者（以下「マネージメント企業」という。）、本事業に必要な資金調達に当たる者（以下「資金調達企業」という。）等で構成されるグループ（以下「公募参加グループ」という。）とする。

- ①設計企業・工事監理企業・建設企業・維持管理企業・運営企業は、必ず公募参加グループに含むこと。マネージメント企業、資金調達企業は必ずしも公募参加グループに含まなくてもよい。
- ②公募参加者は、参加表明書及び参加資格確認申請書の提出時に、公募参加グループの、設計・工事監理・建設・維持管理・運営等すべての参加企業（以下「構成企業」という。）を明らかにすること。
- ③公募参加者は公募参加グループ全体の代表企業を選定し、代表企業は、公募業務の窓口企業・SPCの最大株主となること。なお、設計業務、建設業務、維持管理業務、運営業務については、町が募集要項等において提示する当該業務の一部を、第三者（以下「協力企業」という。）に再委任（再発注）することが可能なものとするが、提案書に協力企業名を明示すること。
- ④参加表明書の提出時に構成企業・協力企業名及び代表企業名を明記し、必ず代表企業が公募に関する手続を行うこと。
- ⑤参加表明書により参加の意思を表明した公募参加グループの代表企業の変更は認めない。
- ⑥参加表明書により参加の意思を表明した公募参加グループの構成企業の変更も原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、町と協議を行い、提案書の受け付け期限日の前日までに町が承諾した場合に限り、代表企業を除く構成企業の変更及び追加を行うことができる。
- ⑦構成企業・協力企業は、他の公募参加グループの構成企業・協力企業として重複参加は認めない。

※那須町に本店・本社・主要な営業所（支店等）を持つ企業が公募参加グループに構成企業・協力企業として参加している場合は、その参加企業数に応じ、審査の際、地域貢献点を加点するものとする。（加点の方法・点数は、優先交渉権者決定基準に示す。）

（２）公募参加グループの構成企業の資格要件

公募参加グループの構成企業のうち、設計企業、建設企業は、それぞれ以下の資格要件を満たすものとする。

なお、複数の資格要件を満たす者は、複数の業務を実施することができる。また、設計企業、建設企業は、単独の企業又は複数の企業のいずれかであってもよいものとするが、複数の企業の場合であっても、少なくとも１社は次の資格要件を満たしているものとする。

①設計企業

- 1) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録をしていること。
- 2) 平成 16 年以降に、今回の事業に類似する住宅の設計実績を有すること。

※工事監理は、設計企業が行うこと。ただし、設計企業と建設企業が同一の場合には、当該設計企業以外の工事監理企業を、グループに含めること。

なお、その場合の工事監理企業の資格要件は、設計企業と同じとする。

②建設企業

- 1) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。
- 2) 平成 16 年以降に、今回の事業に類似する住宅の建設実績を有すること。

（３）公募参加企業又は公募参加グループの構成企業の制限

以下に該当する者は、公募参加企業、公募参加グループの構成企業になれないものとする。

なお、資格要件確認のため、警察に照会する場合がある。

- ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- ②会社更生法（平成 17 年法律第 154 号）第 17 条の規定による公正手続開始の申立てがなされている者。（手続開始の決定を受けた者は除く。）
- ③民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続の申立てがなされている者。（手続開始の決定を受けた者は除く。）
- ④那須町工事請負契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止の期間中である者。
- ⑤建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 10 条第 1 項及び第 26 条第 2 項の規定に基づく処分を受けている者。
- ⑥直前 2 年間の法人税、消費税又は法人町民税を滞納している者。
- ⑦自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する場合、又は、次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している場合。
 - （ア）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - （イ）暴力団員（同法第 2 条第 1 項第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

- (ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (オ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

⑧町が本事業のために設置する事業者選定委員会の委員又はこれらの者と資本面（50%以上の株式保有）若しくは人事面（役員の兼任・社員の派遣）において関連がある者。

（事業者選定委員会の委員については、募集要項等において提示する。）

⑨町が本事業について、アドバイザー業務を委託している事業者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。

（本事業においては、NPO法人全国地域PFI協会にアドバイザー業務を委託している。）

（注）「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を融資、又は、その出資の総額の100分の50を超える出資をしているものをいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねる者をいう。（以下同様とする。）

（4）公募参加企者の備えるべき参加要件等に関する確認基準日

公募参加者の備えるべき参加要件等に関する確認基準日は、参加表明書の提出期限日とする。

提案書の受け付け期限日（開札日）から優先交渉権者決定の日までに公募参加者の備えるべき参加要件等を欠く事態が生じた公募参加グループは失格とする。

4 審査及び優先交渉権者の選定に関する事項

（1）審査に関する基本的な考え方

①審査は、町の職員等で構成する事業者選定委員会において行うものとし、具体的な優先交渉権者の選定基準については、募集要項公表時に優先交渉権者決定基準を提示するものとする。

②事業者選定委員会においては、事業計画、施設計画、維持管理計画、運営計画、リスク管理計画、収益事業計画、事業者の提案するサービス対価の額、収益事業に係る借地料提案の各面から総合的に提案書の審査を行い、優先交渉権者を選定し、町に意見書を提出するものとする。

なお、家賃設定については町が国の基準を踏まえて行うものとする。

（2）審査手順に関する事項

審査は、以下の手順により行うものとする。

①資格審査

1) 公募参加者の備えるべき参加要件等に関する適格審査

②提案審査

1) 基本的要件に関する適格審査

2) 優先交渉権者決定基準に基づく、事業計画、施設計画、維持管理計画、運営計画、リスク管理

計画、民間集英気事業計画、町が支払うサービス対価の提案額、民間収益事業に係る借地料等の総合的な提案内容に関する審査（審査の方法、審査の配点、基準、視点等は、優先交渉権者決定基準に示す。）

③提案内容に対するヒアリング評価

1) 提案内容に関し、各公募参加者にヒアリングをして審査を行う。

5 審査結果及び評価の公表方法

(1) 審査結果の公表

事業者選定委員会の提案書の審査に基づく意見を参考に、町が優先交渉権者を決定し、公募参加者に通知するとともに、町公式ホームページにて公表するものとする。

町は基本協定の締結後、審査講評及び公募結果の詳細について公表するものとする。

(2) 優先交渉権者を決定しない場合

町は、民間事業者の募集、優先交渉権者の決定において、公募参加者がいない場合、又はいずれの公募参加者の提案も規定の審査水準に達しない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断された場合には、優先交渉権者を決定せず、特定事業の選定を取り消す等の決定を行うものとする。この場合はこの旨を速やかに公表するものとする。

6 契約に関する基本的な考え方

(1) 事業契約の概要

優先交渉権者の決定後速やかに、町は代表企業と基本協定を締結する。また、町は、基本協定の締結後、優先交渉権者と事業契約の協議を行い、SPCと仮契約の調印をする。なお、当該仮契約は、町議会における議決をもって、正式な事業契約として効力が発生するものとする。

事業契約は、調査・設計、建設及び維持管理・運営の各業務について包括的かつ詳細に規定し、事業期間終了の令和33年11月30日までの契約とする。

事業契約書（案）については、募集要項公表時に提示するものとする。

(2) 特別目的会社（SPC）の設立

優先交渉権者は基本協定締結後、町との仮契約調印までに、本事業を実施する株式会社としてSPCを那須町内に設立するものとする。SPCの出資金の額は民間提案とし、町は特に金額を設定しない。なお、公募参加者によるSPCに対する出資比率の合計は、全体の50%を越えるものとする。構成企業による出資は必須要件ではないが、公募参加グループの代表企業は必ず出資するものとする。

また、公募参加グループの構成企業以外のものがSPCに出資する場合、その出資比率は、出資者中の最大となつてはならないものとする。すべての出資者は、事業契約が終了するまでSPCの株式を保有するものとし、町が事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保等の設定その他一切の処分を行ってはならないものとする。

7 提出書類の取扱い

(1) 著作権

本事業に関する提案書の著作権は、公募参加者に帰属する。ただし、本事業において優先交渉権者の決定の公表時およびその他町が必要と認めるときには、公募参加者の承諾を得たうえで、町は提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。なお、本事業に関して提出された書類は返却しないものとする。

(2) 特許権等

公募参加者の提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対照となっている工事材料、施行方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った公募参加者が負うものとする。

第3章 S P Cの責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する 基本的な事項

1 予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担

(1) 責任分担の考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、S P Cが担当する業務については、S P Cが責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則としてS P Cが負うものとする。

町が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、町が責任を負うものとする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

町とS P Cの責任分担は、原則として「【資料2】リスク分担表(案)」によることとし、実施方針(案)等に関する質問回答及び意見の結果を踏まえ、必要な事項については、募集要項等において提示する。

(3) 保険

町が優先交渉権者・S P Cに求める保険の種類については、募集要項等において提示する。

2 提供されるサービス水準

本事業において、町が要求する本業務の要求性能及びサービス水準については、募集要項・要求水準書等において提示する。

3 町による本事業の実施状況の監視（モニタリング）

（1）モニタリングの実施

町は、S P Cが定められた業務を確実に遂行し、要求水準書等に規定された水準並びに提案書において公募参加者が提案した水準を達成しているか否かを確認すべく、本事業の実施状況についてモニタリングを実施するものとする。

（2）モニタリングの時期

①調査・設計時

町は、S P Cによって行われた調査・設計について、町が要求した水準に適合し、かつ、提案書においてS P Cが提案した水準に適合するものであるか否かについて確認を行うものとする。

確認の結果、それぞれの水準に適合していないと町が判断した場合には、町はS P Cに対して修正又は、変更を求めることができるものとし、S P Cは修正・変更を実施しなければならない。

②工事施工時

S P Cは建築基準法に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行い、定期的に町に報告するとともに、工事施工、工事監理を町から受けるものとする。

③工事完成・施設引渡し時

S P Cは、施行記録を用意して現場で町の確認を受ける。町は、施工状態について町が要求した水準に適合し、かつ、提案書においてS P Cが提案した水準に適合するものであるか否かについて確認を行うものとする。

確認の結果、水準に適合していないと町が判断した場合には、町はS P Cに対して補修又は改造を求めることができるものとし、S P Cは補修・改造を実施しなければならない。

④施設共用開始後（維持管理・運営段階）

町は、維持管理・運営段階において、定期的に維持管理・運営業務の実施状況を確認するものとする。

⑤財務の状況に関するモニタリング

S P Cは、毎年度、決算書類を含む事業報告書により財務の状況について、町に報告するものとする。

（3）モニタリングの方法

モニタリングは、年2回、書類及びヒアリングにより行う。

（4）モニタリングの費用の負担

町が実施するモニタリングに係る費用のうち、町に生じる費用は町の負担とし、その他の費用はS P Cの負担とするものとする。

（5）S P Cに対する支払額の減額等

モニタリングの結果、町が要求した水準、かつ、提案書においてS P Cが提案した水準が維持されていない場合、町はS P Cに対して、本施設の補修、改善勧告、又は維持管理・運営業務の改善

勧告を行い、一定の経過措置を経た後も、改善が認められない場合は、支払額の減額措置等についてSPCと協議する。

第4章 立地並びに規模及び配置に関する事項

1 本施設の立地条件

事業計画地の位置 : 栃木県那須郡那須町大字寺子乙 3938-40 他 2 筆

事業計画地の面積 : 約 2,628 m² (未確定)

事業計画地の前面道路 : 北側道路 幅員 5.1m (町道 96 号線)

南側道路 幅員 3.6m~4.6m (町道 97 号線)

位置指定道路有 (建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号道路)

都市計画制限 : 都市計画区域内 非線引き地域 第 1 種中高層住居専用地域 法 22 条地域

形態規制 建ぺい率 60% 指定容積率 200% 斜線制限等 (道路、隣地、日陰)

敷地関係関連法制限 : 那須町景観条例

2 土地の使用に関する事項

優先交渉権者は事業契約締結後、本事業に供する事業計画地を設計・建設期間中、無償で使用を許可するものとする。

3 要求施設における概要

(1) 住宅棟

間取り、戸数 : 3LDKタイプ (住戸専用面積 70 m²程度) 21 戸 程度

構 造 : RC (鉄筋コンクリート) 造

そ の 他 : 昇降機 (エレベーター) 設置

(2) 外構等

① 駐車場

住戸用各戸 2 台以上止められるスペースを確保すること。

② 駐輪場

駐輪場は各戸 2 台以上止められるスペースを確保すること。

③ その他

ごみ集積場、境界塀・生垣等を整備すること。(町の担当課と調整すること)

(3) 道路等

計画敷地の接道部分については道路管理者と協議の上、必要な整備を実施するものとする。

4 本施設の引渡し日

令和 3 年 11 月 30 日とする。

第5章 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画又は事業契約の解釈については疑義が生じた場合、町とSPCは誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書に規定する具体的措置に従うものとする。

また、本事業に関する紛争については宇都宮地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6章 本事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

1 S P Cの責めに帰すべき事由により事業継続が困難になった場合

(1) S P Cの経営破綻、又はその懸念が生じた場合等により本事業の継続が困難となった場合、町はS P Cとの契約を解除できるものとする。

(2) S P Cの事業実施状態が、町の要求した水準及び提案書においてS P Cの提案した水準を下回る場合、町はS P Cに対し修繕勧告を行い、一定の修復期間を与えたにも係わらず、修復が認められない場合、サービス提供に重大な事態等が懸念される場合、あるいはS P Cの事業遂行能力の修復が不可能であると判断される場合には、町はS P Cとの契約を解除できるものとする。

この場合、S P Cは、町に生じた合理的損害を賠償するものとする。

(3) S P Cとの契約解除にあたっては、S P C、S P Cに融資を実行している金融機関、町が協議し、契約解除後の事業継承について決定するものとする。

2 町の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合

町の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合、S P Cは町との事業契約を解除できるものとする。この場合、町はS P Cに生じた合理的損害を賠償するものとする。

3 その他の事由により本事業の継続が困難となった場合

事業契約書に定めるその事由に基づく対応方法に従うものとする。

4 金融機関と町との協議（直接協定）

本事業の適正な遂行と、継続性の確保を目的として、町は必要に応じて、S P Cに資金提供を行う金融機関と協議し、直接協定を締結する場合がある。

第7章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する 事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

現段階では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定しない。

S P Cが本事業を実施するに当たり、法改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合、町はS P Cと協議するものとする。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

S P Cが本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、町はこれらの支援をS P Cが受けることができるよう協力するものとする。

3 その他の支援に関する事項

(1) 事業実施に関し、S P Cが必要と知る許認可等に関して、町は必要に応じてS P Cに協力するものとする。

(2) 法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、町はS P Cと協議を行うものとする。

第8章 その他特定事業の実施に関して必要な事項

1 議会の議決

- (1) 債務負担行為の設定に関する議案を令和2年3月の町定例議会に提出予定。
- (2) 事業契約に関する議案を令和2年9月の町定例議会に提出予定。

2 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、町公式ホームページにて適宜公表するものとする。

3 公募に伴う費用負担

公募参加者の公募に係る費用については、すべて公募参加者の負担とするものとする。

4 添付書類等

【様式1】 実施方針（案）説明会及びPFI勉強会参加申込書

【様式2】 実施方針（案）等に関する質問書

【様式3】 実施方針（案）等に関する意見書

【資料1】 事業スケジュール表（案）

【資料2】 リスク分担表（案）

【資料3】 位置図

本事業に関する窓口

那須町役場 ふるさと定住課 住宅政策係

住所：〒329-3292 栃木県那須郡那須町大字寺子丙 3-13

電話:0287-72-6955 FAX:0287-72-1112

teijyu@town.nasu.lg.jp HP: <https://www.town.nasu.lg.jp>